

令和2年12月4日(金)午後14時30分より、12月の大刀洗町農業委員会総会を大刀洗町役場2階協議会室にて開催した。

議題 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について(県許可)
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(委員会許可)
議案第3号 農用地利用集積計画における所有権移転について(推進機構)
議案第4号 あっせん申し出について
議案第5号 農業委員会法改正5年後調査について
議案第6号 和解の仲介申立書の受理及び仲介委員の氏名について
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
報告第2号 農地改良行為届について
その他

次回農業委員会開催期日 (予定) 令和3年1月8日(金) 午前9時30分より

【出席委員】 1番 溝上勝久 3番 白石和寿 4番 手嶋竜一
5番 黒岩正秋 6番 棚町豊 7番 中原 實 8番 牟田直行
9番 中村順治 10番 樋口安子 11番 柳 繁彰
12番 秋吉一男 13番 平田美穂 14番 井口正信 15番 廣瀬重徳
16番 棚町貞良 17番 今村敏和 18番 河野政之 19番 松本清美

【欠席委員】 2番 長野信光

事務局 野口 福恵 辻 清人

議長 柳 本日の議事録署名人は9番、10番の方をお願いします。

事務局 野口 (付議事項の朗読)

付議事項 (議事録署名委員の指名9番、10番)

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について(県許可)

●●氏 ほか2名より、農地の転用に伴う所有権移転の許可申請が農地法第5条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(委員会許可)

●●氏 より、農地の転用に伴う許可申請が農地法第3条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第3号 農用地利用集積計画における所有権移転について(推進機構)

議案第4号 あっせん申し出について

議案第5号 農業委員会法改正5年後調査について

議案第6号 和解の仲介申立書の受理及び仲介委員の氏名について
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
報告第2号 農地改良行為届について
その他

議長 柳 それでは、議案第1号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条1番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は建売住宅になります。

申請地は、水管・下水道管が埋設されている幅員4m以上の沿道の区域で、500m以内に教育施設と医療施設が2以上あるため、第3種農地判断となります。申請地の一部は舗装され、駐車場として利用がなされていたため、始末書も提出されております。後程申請人の代理人の行政書士から説明をしていただきます。雨水は東側道路の集水枡に接続し、上下水道は道路に埋設されております既存の管に接続する計画です。被害防除措置としては、既存のコンクリートブロック積（2段）及び新設のコンクリートブロック（1段）を設置する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

17番 今村委員 特にありません。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。なければ行政書士の方を呼んでください。

(行政書士入室)

始末書の件について説明をお願いします。

行政書士 南側のアパートから貸していただきという相談があり、申請地の一部を隣接地のアパートの駐車場として平成30年4月から令和5年3月までの期間で貸していました。農地法の手続きが必要だったことを知らずに安易にできてしまったそうです。賃貸借契約については10月末をもって解約しております。本人に代わりお詫びを申し上げたいと思います。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。

18番 河野委員 本人は納得されている様子でしたか。十分お話はされたかと思いますが、どのような反応でしたでしょうか。

行政書士 今後はこのようなことはしませんと言われておりました。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。それでは行政書士の方は退室をお願いします。

(行政書士退室)

それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。

ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第1号2番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号2番 農地法第5条2番の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 転用目的は自己用住宅となっています。
申請地は、都市計画法の用途地区内の第二種低層住居専用地域で第3種農地判断となります。雨水は前面道路の側溝への自然流下となっており、上下水道は道路に埋設されております既存の管に接続する計画です。被害防除措置としては周囲にコンクリートブロック1段を設置する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

10番 樋口委員 特にありません。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ私からよろしいでしょうか。分筆して手前に家を建てるみたいですが、残地は畑として利用されるのでしょうか。

事務局 野口 転用申請はあがっておりませんので、言えることは何もないです。

議長 柳 当面の間は畑として利用されるということですね。入口がなかった気がします。

18番 河野委員 現在3m幅の道路があり、そこから入っています。今後6m幅の道路に拡張する予定と聞いております。

議長 柳 それでは採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第1号3番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号3番 農地法第5条3番の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 転用目的は宅地分譲（2区画）となっております。
申請地は、都市計画法の用途区域内の第一種住居地域で第3種農地判断となります。雨水は東側の水路に流れるようにし、汚水は既存の管に接続、給水は井戸水か上水道を接続する計画です。被害防除措置としてはコンクリートブロック5段を設置する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

9番 中村委員 現地については、私、区長さん、推進委員の井口さん、●●氏、申請者で確認をしております。西の方に川が流れているのは用水です。きちんと用水の方も泥が増えないようにコンクリをするということで返事をいただいております。問題ないです。

8番 牟田委員 道路側の方はどうなっていますか。今はフェンスがあると思いますが。

事務局 辻 フェンスを取っ払って、水路の部分にふたを付ける工事を業者がすると聞いておりますが、詳しくは建設課の方で協議がなされています。

9番 中村委員 小学生の通学路になっておりますが、ふたがなくて危険だという声は前からあがっていた所にもなります。

議長 柳 関連して聞きますが、家の部分の出入り口のみ撤去することになるのでしょうか。

事務局 辻 おそらく全部撤去になるのではないかと思います。

10番 樋口委員 三角地となっていますし、工事をする時にもふたがないと出入りできないでしょう。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。
それでは、議案第2号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第2号1番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 畑1筆871㎡の売買で250万円となっています。あっせんがなされていた分です。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さんから何かありませんか。

15番 廣瀬委員 特にありません。

金額がすごい高額ですが、面積か金額が間違っている訳ではないんですよね。

9番 中村委員 植木が植わっていますので、植木の値段も入っているのではないかと思います。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第3号の説明をお願いします。1番から3番までまとめて説明をお願いします。

<事務局 議案第3号 農用地利用集積計画における所有権移転申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 1番については、売買金額が800万円を超えるため、買入協議がなされていたものになります。機構から所有権移転がなされる分です。

2番については、田1筆1,086㎡の売買で62万円になります。

3番については、田1筆3,219㎡の売買で2,305,200円になります。

全て買い手は北野町の人になります。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。

16番 棚町委員 推進機構を通じた売買については推進委員への相談はないものですか。

事務局 野口 本人同士で決められてくるものがほとんどです。

18番 河野委員 通常は買いたい人が機構に相談して探すのが正式な流れではないのでしょうか。

事務局 野口 正式な流れはそうです。

議長 柳 大刀洗が虫食いみたいになってきている。特に北野からかなり狙われています。

10番 樋口委員 1つは北野が水に浸かってしまうからです。

13番 平田委員 北野は土地代が高く、こちらの方が安いというのはよく耳にします。

議長 柳 野菜を栽培するところが隣にくることになると、土地を利用する我々みたいな農業は非常に困る。土改材もまけなくなってしまう。除草剤をまくときなども二人で前に張りながらその後を機械で追いかけて飛ばないように気を遣わないといけない。後から来た人が優先みたいになっている。愚痴ばかり言っても仕方ないですが。他に皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問します。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許

可相当となりました。

続きまして、議案第4号の説明をお願いします。

<事務局 議案第4号 あっせん申し出の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 1番については、1, 169㎡の田になります。買い手は決まっています。

議長 柳 説明が終わりました。

皆さんから何かありませんか。

あっせん委員は白石委員と中村委員の2名をお願いします。

続きまして、2番の説明をお願いします。

事務局 野口 2番については、1, 737㎡と2, 570㎡の田2筆の売買希望です。

議長 柳 説明が終わりました。

皆さんから何かありませんか。

あっせん委員は、中原委員と今村委員の2名をお願いします。

続きまして、議案第5号の説明をお願いします。

<事務局 議案第5号 農業委員会法改正5年後調査について>

事務局 野口 皆様から回答をいただいた分を事務局で集約したのになります。事前に確認をお願いしておりましたが、何かご意見等ありませんでしょうか。

議長 柳 意見等ないようでしたら承認ということよろしいでしょうか。

ありがとうございます。事務局はこの内容で回答をお願いします。

続きまして、議案第6号の説明をお願いします。

<事務局 議案第6号 和解の仲介申立書の受理および仲介委員の指名について>

事務局 野口 ●●氏から農地法第25条第1項の規定による和解の仲介申立書が提出されましたので、同法第25条第2項の規定による仲介委員の指名について審議を求めるものです。申し立ての理由としては、「10年前より隣接農地の所有者が、何度も農地の水路をふせぐため、地権者に水路をふさがないようにその都度申し入れしたが、聞き入れられなかった。そのため、農地が崩れた。よって、農地の改修を要望する。」といったものになります。今後の流れといたしましては、仲介委員3名を選出し、申立人、被申立人、県に開始通知をした後、和解の仲介をすることになります。なお、詳細が分からないため、紛争地で申立人と被申立人からそれぞれ説明をいただき、それから仲介案を考え、別日で両者に提示する予定です。

議長 柳 説明が終わりました。現地を確認しましたが、水路のことは分かりませんでした。地図の草木の問題箇所とはどのようなことですか。

事務局 辻 今回の申立てに関連することにもなりますが、現在被申立人の方は耕作しておらず、利用権設定をされています。借り手の方からも苦情が出ており、申立人の所有している農地の草木が邪魔で耕作のための農機が通れなくて困っているとのこと。

申立人には通知等を送っておりますが、水路の問題が解消されない限りは草木の伐採も手をつけないと主張されています。

議長 柳 農道の部分も草木が生い茂っており、とても通ることができませんでした。

10番 樋口委員 ここは昔から木がボーボーとなっているところで、仲介と言われても難しいでしょうね。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。それでは仲介委員を指名させていただきます。黒岩委員、中原委員、手嶋委員の3名に仲介委員をお願いします。なお、棚町委員と今村委員も応援をお願いしたいと思います。

事務局 野口 仲介委員さんは日程調整をさせていただきたいので、総会後に残ってくださいませようお願いします。

議長 柳 続きまして、報告第1号になります。

<事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明>

議長 柳 以上のように解約がっておりますので、担当委員はそれぞれ確認をお願いします。それでは報告第2号の内容説明をお願いします。

<事務局 報告第2号 農地改良行為届について説明>

議長 柳 以上のように改良行為がっておりますので、担当委員は確認をお願いします。

それではこれで全ての議事の審議を終わります。